

※※※

※ ※ ※ ※

※ ※ ※ ※

※ 令和 6 年 ※ ※ ※ ※

※ ※ ※ ※

※ 御殿場市議会 3 月定例会議案書 ※ ※ ※ ※

※ ※ ※ ※

※ ※ ※ ※

※※※

目次

議案番号	件名	頁
議案第 5 号	令和 5 年度御殿場市一般会計補正予算（第 9 号） について	資料 4
議案第 6 号	令和 5 年度御殿場市国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号）について	資料 4
議案第 7 号	令和 5 年度御殿場市救急医療センター特別会計補正 予算（第 2 号）について	資料 4
議案第 8 号	令和 6 年度御殿場市一般会計予算について	資料 5 資料 6
議案第 9 号	令和 6 年度御殿場市国民健康保険特別会計予算について	資料 7
議案第 10 号	令和 6 年度御殿場市救急医療センター特別会計予算 について	資料 7
議案第 11 号	令和 6 年度御殿場市介護保険特別会計予算について	資料 7
議案第 12 号	令和 6 年度御殿場市後期高齢者医療特別会計予算 について	資料 7
議案第 13 号	令和 6 年度御殿場市上水道事業会計予算について	資料 8
議案第 14 号	令和 6 年度御殿場市工業用水道事業会計予算について	資料 8
議案第 15 号	令和 6 年度御殿場市簡易水道事業会計予算について	資料 8
議案第 16 号	令和 6 年度御殿場市公共下水道事業会計予算について	資料 8
議案第 17 号	令和 6 年度御殿場市農業集落排水事業会計予算について	資料 8
議案第 18 号	令和 6 年度御殿場市公設浄化槽事業会計予算について	資料 8

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 19 号	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	1
議案第 20 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	2
議案第 21 号	御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	3
議案第 22 号	御殿場市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	8
議案第 23 号	御殿場市特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について	9
議案第 24 号	御殿場市手数料条例の一部を改正する条例制定について	11
議案第 25 号	御殿場市婦人相談員設置条例の一部を改正する条例制定について	23
議案第 26 号	御殿場市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	24
議案第 27 号	市道路線の認定について	25
同意第 2 号	御殿場市外 1 組合公平委員会委員の選任について	26

議案第 19 号

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 19 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(御殿場市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 御殿場市職員の給与に関する条例（昭和 30 年御殿場市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 15 条の 4 中「第 44 条」を「第 26 条の 8」に改める。

(御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年御殿場市条例第 4 号）の一部を次のように改正する

第 2 条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(御殿場市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 御殿場市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年御殿場市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 11 条の 3 中「第 44 条」を「第 26 条の 8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに制定する。

令和6年2月19日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(御殿場市監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 御殿場市監査委員に関する条例(昭和39年御殿場市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2」を「第243条の2の8」に改める。

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第2条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年御殿場市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2」を「第243条の2の8」に改める。

(御殿場市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 御殿場市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年御殿場市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(御殿場市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 御殿場市下水道事業の設置等に関する条例(平成30年御殿場市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 21 号

御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和 6 年 2 月 19 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年御殿場市条例第 4 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手
当及び勤勉手当」に改める。

第 7 条の 2 第 3 項中「100 分の 120」を「100 分の 122.5」に改める。

第 7 条の 2 第 5 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改める。

第 7 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第 7 条の 4 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、給与条例第 19 条第 1 項に規定
するそれぞれの基準日（以下この条において「基準日」という。）に在職するフルタイ
ム会計年度任用職員に対して、同項に規定するそれぞれの支給日に支給する。これら
の基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で
定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても同様とする。

2 第 7 条の 2 第 2 項の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市長の定める基準
に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する
勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に 100
分の 102.5 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前項の勤勉手当基礎額は、基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職
し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の

月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 第7条の2第5項の規定は、第3項の勤勉手当基礎額に準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第7条の4第4項」と読み替えるものとする。

6 給与条例第19条第5項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第20条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第20条の2 第7条の4(第2項を除く。)の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、第7条の4第4項中「においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「におけるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の区分に応じて規則で定める額」と、第7条の4第5項の規定により読み替えて準用する第7条の2第5項中「同項に規定する合計額」とあるのは「同項に規定する額」と、「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「当該額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に準用する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

給料表

(単位:円)

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	162,100	208,000	240,900
2	163,200	209,700	242,400
3	164,400	211,400	243,800
4	165,500	212,900	245,200
5	166,600	214,400	246,400
6	167,700	216,200	248,000
7	168,800	217,900	249,500
8	169,900	219,600	250,900
9	170,900	221,100	252,000
10	172,300	222,600	253,400
11	173,600	224,100	254,900
12	174,900	225,600	256,200

13	176,100	226,800	257,500
14	177,600	228,200	258,700
15	179,100	229,600	259,900
16	180,700	231,000	261,100
17	181,800	232,400	262,300
18	183,200	234,000	263,600
19	184,600	235,500	264,900
20	186,000	236,900	266,200
21	187,300	238,100	267,600
22	189,600	239,700	269,100
23	191,800	241,200	270,700
24	194,000	242,600	272,200
25	196,200	243,600	273,800
26	197,900	245,100	275,500
27	199,400	246,400	277,100
28	200,900	247,600	278,700
29	202,400	248,700	280,300
30	203,800	249,700	281,800
31	205,200	250,600	283,300
32	206,600	251,500	284,800
33	208,000		
34	209,300		
35	210,600		
36	211,900		
37	213,200		
38	214,400		
39	215,600		
40	216,700		
41	217,800		
42	218,900		
43	219,900		
44	220,900		
45	221,800		

46	222,700		
47	223,600		
48	224,500		
49	225,400		
50	226,300		
51	227,200		
52	228,800		
53	230,300		
54	232,000		
55	233,600		
56	235,200		
57	236,400		
58	237,900		
59	239,300		
60	240,600		
61	241,900		
62	243,000		
63	243,900		
64	244,900		
65	245,400		
66	245,900		
67	246,400		
68	247,000		
69	247,500		
70	247,700		
71	247,900		
72	248,100		
73	248,300		
74	248,500		
75	248,700		
76	248,900		
77	249,100		
78	249,300		

79	249,500		
80	249,700		
81	249,900		
82	250,100		
83	250,200		
84	250,300		
85	250,400		
86	250,500		
87	250,600		
88	250,700		
89	250,800		
90	250,900		
91	251,000		
92	251,100		
93	251,200		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 22 号

御殿場市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 19 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

御殿場市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年御殿場市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第23号

御殿場市特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月19日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の一部を改正する条例

御殿場市特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例（昭和31年御殿場市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

「

月額	31,700
月額	27,600

」を

「

月額	40,000
月額	30,000

」に

改め、同表第2項の表中

「

月額	27,600
----	--------

」を

「

月額	30,000
----	--------

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 24 号

御殿場市手数料条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 19 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 御殿場市手数料条例（昭和 58 年御殿場市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

戸籍の謄本又は抄本の交付	450円	1 通につき 1 件とする。
--------------	------	----------------

」を

「

戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	450円	1 通につき 1 件とする。
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織による方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成 12 年自治省令第 5 号）に規定する方法に限る。以下この表において同じ。）による場合及び当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍	400円	1 符号につき 1 件とする。

証明書の交付を同時に行う場合を除く。)		
---------------------	--	--

」に、

「

除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	750円	1通につき1件とする。
------------------	------	-------------

」を

「

除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付	750円	1通につき1件とする。
除籍電子証明書提供用識別符號の発行（電子情報処理組織による方法による場合及び当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付を同時に行う場合を除く。）	700円	1符號につき1件とする。

」に

改める。

第2条 御殿場市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表低炭素建築物新築等計画の認定の申請の部第2項を次のように改める。

2 その他の場合	(1) 一戸建ての住宅	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあっては18,000円、そ	1戸につき1件とする。
----------	-------------	---	-------------

		の他の基準による審査 にあつては37,000円	
(2) 共同住宅等 の住戸部分	申請戸数が1戸 のもの	市長が定める基準によ る審査にあつては 18,000円、その他の基 準による審査にあつて は37,000円	1申請を 1件とす る。
	申請戸数が2戸 以上5戸以下の もの	市長が定める基準によ る審査にあつては 35,000円、その他の基 準による審査にあつて は75,000円	同
	申請戸数が6戸 以上10戸以下 のもの	市長が定める基準によ る審査にあつては 51,000円、その他の基 準による審査にあつて は106,000円	同
	申請戸数が11 戸以上のもの	市長が定める基準によ る審査にあつては 75,000円、その他の基 準による審査にあつて は150,000円	同
(3) 共同住宅等 の共用部分に 係るもの	床面積の合計が 300平方メー トル以内のもの	118,000円	同
	床面積の合計が 300平方メー トルを超えるも の	149,000円	同
(4) 共同住宅等 の住戸部分及 び共用部分以 外の部分に係	床面積の合計が 300平方メー トル以内のもの	市長が定める基準によ る審査にあつては 94,000円、その他の基 準による審査にあつて	同

	るもの		は246,000円	
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては120,000円、その他の基準による審査にあつては309,000円	同
	(5) その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては94,000円、その他の基準による審査にあつては246,000円	同
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては120,000円、その他の基準による審査にあつては309,000円	同

別表低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請の部第2項を次のように改める。

2 その他の場合	(1) 一戸建ての住宅		都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円	1戸につき1件とする。
	(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基	1申請を1件とする。

		準による審査にあつては19,000円	
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては38,000円	同
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては27,000円、その他の基準による審査にあつては55,000円	同
	申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあつては40,000円、その他の基準による審査にあつては78,000円	同
(3) 共同住宅等の共用部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	60,000円	同
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	76,000円	同
(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円	同
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては61,000円、その他の基準による審査にあつて	同

			は156,000円	
	(5) その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円	同
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては61,000円、その他の基準による審査にあつては156,000円	同

別表建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定の部第1項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、「この表において」を削り、同表建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請の部第2項を次のように改める。

2 その他の場合	(1) 一戸建ての住宅		建築物省エネ法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円	1戸につき1件とする。
	(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円	1申請を1件とする。
		申請戸数が2戸	市長が定める基準によ	同

	以上5戸以下のもの	る審査にあつては35,000円、その他の基準による審査にあつては75,000円	
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては51,000円、その他の基準による審査にあつては106,000円	同
	申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあつては75,000円、その他の基準による審査にあつては150,000円	同
(3) 共同住宅等の共用部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	118,000円	同
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	149,000円	同
(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては94,000円、その他の基準による審査にあつては246,000円	同
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては120,000円、その他の基準による審査にあつては309,000円	同
(5) その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては	同

		トル以内のもの	94,000円、その他の基準による審査にあつては246,000円	
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては120,000円、その他の基準による審査にあつては309,000円	同

別表建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変更認定の申請の部第2項を次のように改める。

2 その他の場合	(1) 一戸建ての住宅		建築物省エネ法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円	1戸につき1件とする。
	(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円	1申請を1件とする。
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては18,000円その他の基準による審査にあつては38,000円	同
		申請戸数が6戸	市長が定める基準によ	同

	以上10戸以下のもの	る審査にあつては27,000円、その他の基準による審査にあつては55,000円	
	申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあつては40,000円、その他の基準による審査にあつては78,000円	同
(3) 共同住宅等の共用部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	60,000円	同
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	76,000円	同
(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円	同
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては61,000円、その他の基準による審査にあつては156,000円	同
(5) その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円	同
	床面積の合計が300平方メー	市長が定める基準による審査にあつては	同

		トルを超えるもの	61,000円、その他の基準による審査にあっては156,000円	
--	--	----------	----------------------------------	--

別表建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請の部第2項を次のように改める。

2 その他の場合	(1) 一戸建ての住宅		建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあっては18,000円、その他の基準による審査にあっては37,000円	1戸につき1件とする。
	(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあっては18,000円、その他の基準による審査にあっては37,000円	1申請を1件とする。
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては35,000円、その他の基準による審査にあっては75,000円	同
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては51,000円、その他の基準による審査にあは	同

		は106,000円	
	申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあっては75,000円、その他の基準による審査にあっては150,000円	同
(3) 共同住宅等の共用部分に係ること	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	118,000円	同
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	149,000円	同
(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	建築物省エネ基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあっては246,000円、同号ロに規定する基準による審査にあっては94,000円	同
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	建築物省エネ基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあっては309,000円、同号ロに規定する基準による審査にあっては120,000円	同
(5) その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	建築物省エネ基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあっては246,000円、同号ロに	同

			規定する基準による審査にあっては94,000円	
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	建築物省エネ基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあっては309,000円、同号ロに規定する基準による審査にあっては120,000円	同

別表備考第3項から第5項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物省エネ法」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年3月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

議案第 25 号

御殿場市婦人相談員設置条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市婦人相談員設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 19 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市婦人相談員設置条例の一部を改正する条例

御殿場市婦人相談員設置条例（昭和 39 年御殿場市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

御殿場市女性相談支援員設置条例

第 1 条中「売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 35 条第 2 項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号。以下「法」という。）第 11 条第 2 項」に、「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

御殿場市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 19 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

御殿場市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年御殿場市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8, 900 円」を「9, 100 円」に改める。

別表中「12, 440 円」を「12, 500 円」に、「13, 320 円」を「13, 350 円」に、「10, 670 円」を「10, 800 円」に、「11, 550 円」を「11, 650 円」に、「8, 900 円」を「9, 100 円」に、「9, 790 円」を「9, 950 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の御殿場市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた御殿場市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第27号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

令和6年2月19日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
2209号線	御殿場市北久原538番5地先	御殿場市北久原538番14地先	
2210号線	御殿場市北久原538番20地先	御殿場市北久原538番26地先	
3721号線	御殿場市中山688番13地先	御殿場市大坂159番3地先	
7583号線	御殿場市塚原1935番8地先	御殿場市塚原1935番10地先	
7584号線	御殿場市塚原1935番27地先	御殿場市塚原1935番9地先	
7585号線	御殿場市柴怒田736番6地先	御殿場市柴怒田734番1地先	

同意第 2 号

御殿場市外 1 組合公平委員会委員の選任について

次の者を御殿場市外 1 組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 19 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

氏 名 横山 澄夫

住 所

生年月日

